

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

＜資産証券化商品＞ 信託受益権 202402(契約番号 210343)

【新規】

信託受益権格付

A号優先受益権	A A A
B号優先受益権	A A A
メザニンⅠ受益権	A
メザニンⅡ受益権	A

■格付事由

本件は、リフォーム・ソーラーローン ABS に対する格付である。

1. スキームの概要

- オリジネーター兼サービサー（オリジネーター）は、多数の個人または法人に対して有するリフォーム・ソーラーローン債権（対象債権）を三菱 UFJ 信託銀行株式会社（受託者）に信託し、受託者はオリジネーターを当初受益者として A 号優先受益権、B 号優先受益権（あわせて優先受益権と総称）、メザニンⅠ受益権、メザニンⅡ受益権および劣後受益権を交付する。オリジネーターは優先受益権を投資家に譲渡し、劣後受益権は引き続き保有する。
- 対象債権の信託設定に際し、オリジネーターは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（動産・債権譲渡特例法）第 4 条第 1 項に定める登記により第三者対抗要件を具備する。
- オリジネーターは信託事務委任契約に基づき、サービサーとして対象債権の回収を代行し、その回収金を毎月受託者に引き渡すほか、一定の金額を上限に貸倒債権の買戻しを行う。回収期間中、これらの回収金及び買戻し代金により各受益権の元本の償還と配当の支払いが行われる。
- 本件では信用補完・流動性補完措置として、優先劣後構造、現金準備金の設定が採用されている。なお、バックアップサービサーの設置は当初留保されている。

2. 仕組み上の主たるリスクの存在

(1) 対象債権の貸倒リスク・キャンセルリスク

オリジネーターが保有するリフォーム・ソーラーローン債権の債務者について、破産・支払遅延等が発生した場合や、リフォームローン実行後にキャンセルが発生した場合に、債権の回収が予定通り行われないリスクがある。このリスクに対して、代位弁済率等の過去実績にもとづき、優先受益権およびメザニンⅠ受益権についてそれぞれ必要とされる劣後水準を設定している。対象債権には適格要件が設定されているため、母体債権より質の劣る債権が譲渡されていることはないと判断される。

(2) サービサーの信用悪化に係るリスク

① コミシングリング・リスク

対象債権からの回収金はサービサーのもとに約 50 日間滞留した後、受託者に送金される。オリジネーターが万一破綻した場合、回収金がオリジネーターの資産と混同され、引き渡しが予定通り行われないリスク（コミシングリング・リスク）が生じうるが、本件では当月の約定返済金相当額を仮払金として引き渡すことによ

り、コミングリング・ロスを縮減する方策がとられている。これに加え、劣後受益権の一部がコミングリング・リスク対応信用補完となっている。

② バックアップサービス体制

オリジネーターに関して、信託債権回収金等の送金義務の懈怠など信託事務委任契約解除事由が発生した場合、受託者は現サービスへの事務委任を解除することができる。

本件では、当初バックアップサービス（BUS）の設置は留保されているが、信託契約においてバックアップサービス設置事由が発生した場合、受託者はサービシング業務の遂行を行うに足る業務遂行能力を備えていると客観的かつ合理的に認められる第三者を BUS として選任し、当該第三者との間でバックアップサービシング契約を締結し、サービシング業務の現サービスへの委託が解除された場合におけるサービシング業務の承継に関する事務および承継後のサービシング業務の遂行を委任することとされている。

(3) 信託内のキャッシュフロー不足リスク

本件では、流動性補完措置として信託報酬、優先受益権ないしメザニンⅡ受益権にかかる予定配当およびバックアップサービスが発動した場合のサービシング手数料の一定期間分ならびに引継費を現金準備金として当初から準備している。

3. 格付評価のポイント

(1) 優先受益権/メザニンⅠ受益権

① 損失、キャッシュフロー分析および感応度分析

本件分析は、代位弁済率（貸倒とキャンセルが含まれる）・期限前返済率等のヒストリカルデータ及び詳細な属性データを分析しキャッシュフロー上の特徴を考慮し、劣後部分の水準がキャッシュフローの予想損失・予想回収額・債務者の分散度に比して十分か否かを主要なポイントとした。

代位弁済率についてはダイナミックデータなどから算出されたベース代位弁済率に対して今後の見通しを勘案して一定のストレスをかけてキャッシュフローを分析した（ストレス考慮後の想定代位弁済率は AAA・A でそれぞれ 0.212%・0.168%）。本件証券化では貸倒債権の内、長期延滞債権の計上基準として 2 ヶ月超延滞が採用されている。また、一部の受益権については一定期間経過後はさらに保守的な想定を行っている。

期限前返済率についてはダイナミックデータなどから算出されたベース期限前返済率を算出し、今後の見通しを勘案して一定のストレスをかけてキャッシュフローを分析した。期限前返済率がゼロとなるケースも合わせて計算し、保守的な結果を採用している。

本件で設定されている劣後金額は上述のストレスを考慮して計算された、本件で必要とされる劣後金額の水準を上回っており、優先受益権およびメザニンⅠ受益権について、それぞれの格付相当のリスクの範囲内で元本償還・配当支払を行うのに十分な水準であることを確認している。なお、キャッシュフロー分析に際しては、景気変動の影響が相対的に小さいアセットクラスであって、非常に分散した債権プールが裏付資産であること、これまでのパフォーマンスが良好に推移していること、時間の経過によっても劣後比率が上昇していく仕組みであることを考慮している。

以下の前提のもとで、期中に貸倒率がベースレートを上回って変化することを仮定とした感応度分析を行った。

(前提)

- ・ 評価時点は信託開始日時点
- ・ 算定手法は上記と同じ手法

感応度分析の結果、優先受益権に対して採用するベース代位弁済率を 0.079% に移動させた場合には、設定劣後比率を前提とした格付は「AA」となった。メザニンⅠ受益権に対して採用するベース代位弁済率を 0.073% に移動させた場合には、設定劣後比率を前提とした格付は「BBB+」となった。

(2) メザニンⅡ受益権

① 損失、キャッシュフロー分析および感応度分析

オリジネーターは貸倒債権を一定の上限額まで買い戻すこととなっており、「A」の格付に対応する貸倒・キャンセルのリスクをカバーしている。また、回収金のコミングリングおよび現金準備金の毀損は、オリジネーターが破綻した際に発生するものである。

以上より、メザニンⅡ受益権の信託期間満了日までの満額の元本償還・期日通りの配当支払の可能性は、メザニンⅠ受益権の格付を上限として、基本的にオリジネーターの信用力に収斂・連動するものと考えられる。オリジネーターの信用力分析を行った結果、信用力が変化すると判断した場合には、メザニンⅠ受益権の格付を上限として、メザニンⅡ受益権の格付も連動して変更される。

メザニンⅡ受益権の格付は、上記のとおりオリジネーターの信用力を反映させ決定している。

(3) その他の論点

- ① オリジネーターから受託者への信託譲渡およびオリジネーターから投資家への受益権の譲渡は真正な譲渡を構成するものと考えられる。
- ② 本件の信託口座は、一定の水準以上の短期格付またはこれと同程度の長期発行体格付を JCR から付与されている金融機関に開設されている。
- ③ 関係当事者の本件運営にかかる事務遂行能力に現時点で懸念すべき点はみられない。

以上より、優先受益権およびメザニンⅠ受益権の期日どおりの配当の支払いと、信託期間満了日までの元本償還の確実性は、優先劣後構造および法的手当てによってそれぞれ「AAA」、「A」と評価できる水準が維持されていると考えられ、優先受益権およびメザニンⅠ受益権の格付を「AAA」、「A」と評価した。また、メザニンⅡ受益権の期日どおりの配当の支払いと、信託期間満了日までの元本償還の確実性は、オリジネーターの信用力に収斂・連動するものと考えられ、メザニンⅡ受益権の格付を「A」と評価した。

(*) 本件の格付対象（B号優先受益権を除く）につき JCR はグリーンボンド評価「Green 1」を付与している。詳細については、ニュースリリース 23-D-1579 をご参照。なお、JCR のグリーンボンド評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供または閲覧に供することを約束するものではない。

【裏付資産のキャッシュフロー】（単位：円）

年月	元本返済	利払	年月	元本返済	利払	年月	元本返済	利払
202403	171,341,007	46,983,331	203011	140,796,275	22,124,023	203707	107,858,497	5,168,094
202404	171,743,609	46,620,729	203012	142,251,378	21,866,701	203708	105,656,614	4,997,422
202405	171,691,987	46,258,051	203101	143,858,263	21,610,315	203709	103,135,884	4,829,413
202406	173,886,850	45,896,088	203102	140,131,549	21,354,893	203710	101,806,932	4,663,955
202407	179,303,092	45,534,822	203103	140,225,962	21,099,993	203711	100,192,590	4,500,890
202408	174,939,804	45,174,504	203104	140,239,203	20,845,525	203712	99,432,214	4,340,507
202409	171,781,388	44,815,071	203105	140,083,715	20,591,513	203801	95,811,823	4,183,121
202410	171,654,688	44,456,671	203106	141,002,812	20,338,016	203802	90,445,209	4,033,300
202411	171,020,782	44,098,877	203107	142,694,485	20,084,985	203803	87,182,134	3,889,217
202412	175,951,136	43,743,082	203108	141,391,128	19,832,861	203804	83,882,379	3,750,660
202501	177,914,782	43,388,447	203109	139,768,913	19,581,376	203805	80,695,968	3,617,620
202502	170,744,618	43,034,635	203110	139,732,978	19,330,236	203806	78,044,676	3,489,687
202503	170,825,457	42,681,696	203111	139,429,157	19,079,662	203807	71,469,654	3,366,727
202504	170,824,363	42,329,186	203112	140,901,427	18,830,005	203808	64,462,983	3,255,678
202505	170,647,657	41,977,392	203201	142,770,086	18,581,122	203809	57,743,288	3,155,804
202506	172,485,308	41,626,541	203202	139,064,644	18,332,626	203810	51,920,567	3,066,257
202507	176,966,555	41,276,738	203203	139,017,800	18,084,794	203811	46,185,556	2,986,419
202508	172,680,210	40,928,407	203204	138,876,794	17,837,600	203812	40,101,986	2,915,944
202509	169,478,500	40,581,749	203205	138,716,311	17,591,140	203901	40,130,575	2,855,730
202510	168,953,866	40,236,629	203206	139,556,574	17,345,177	203902	39,665,428	2,796,082
202511	168,534,172	39,893,009	203207	141,081,967	17,099,751	203903	39,694,804	2,736,506

年月	元本返済	利払
202512	172,065,818	39,551,027
202601	174,264,002	39,210,196
202602	167,489,673	38,870,849
202603	167,371,674	38,532,998
202604	167,106,558	38,195,942
202605	166,855,118	37,860,163
202606	167,826,535	37,525,457
202607	171,167,174	37,191,894
202608	167,100,889	36,860,803
202609	164,079,588	36,532,299
202610	163,483,392	36,205,962
202611	162,770,024	35,881,530
202612	165,367,538	35,558,824
202701	167,348,547	35,238,091
202702	162,050,946	34,918,073
202703	161,967,238	34,598,681
202704	161,910,397	34,280,034
202705	161,620,460	33,962,153
202706	162,688,484	33,645,126
202707	166,235,228	33,329,058
202708	162,664,465	33,014,075
202709	160,273,377	32,701,063
202710	159,685,722	32,388,850
202711	159,121,105	32,078,437
202712	161,582,894	31,769,440
202801	162,386,473	31,462,232
202802	156,638,758	31,157,538
202803	155,795,749	30,855,057
202804	155,299,087	30,554,358
202805	154,514,562	30,255,229
202806	155,049,337	29,957,907
202807	156,642,541	29,662,538
202808	152,198,020	29,370,260
202809	148,097,007	29,082,702
202810	146,397,909	28,799,436
202811	144,649,110	28,519,666
202812	145,324,253	28,243,494
202901	147,039,164	27,970,845
202902	142,942,415	27,698,784
202903	143,025,970	27,427,318
202904	143,077,296	27,156,292
202905	143,021,099	26,885,689
202906	144,096,328	26,615,560
202907	146,520,783	26,345,681
202908	144,343,267	26,076,621
202909	142,623,099	25,808,895
202910	142,475,045	25,541,601
202911	142,324,522	25,275,024
202912	144,295,269	25,009,077
203001	146,151,475	24,743,727
203002	142,281,304	24,478,920
203003	142,331,005	24,214,519
203004	142,237,551	23,950,673
203005	142,123,250	23,687,474
203006	142,878,615	23,424,809
203007	144,806,143	23,162,857
203008	143,237,229	22,901,869
203009	141,302,914	22,641,684
203010	141,167,877	22,382,521

年月	元本返済	利払
203208	139,489,517	16,855,107
203209	137,281,844	16,611,888
203210	137,009,915	16,370,067
203211	136,689,139	16,129,193
203212	137,304,865	15,889,158
203301	137,641,193	15,651,327
203302	133,027,432	15,415,890
203303	132,021,383	15,183,208
203304	130,859,790	14,952,597
203305	129,531,235	14,724,405
203306	129,477,580	14,498,834
203307	128,746,049	14,275,042
203308	125,501,459	14,055,535
203309	121,443,376	13,840,576
203310	118,867,654	13,630,919
203311	116,831,510	13,426,169
203312	116,210,601	13,225,336
203401	117,471,755	13,028,358
203402	114,882,908	12,831,729
203403	114,997,709	12,635,332
203404	115,129,080	12,439,177
203405	115,121,258	12,243,156
203406	115,937,837	12,047,377
203407	117,173,735	11,851,755
203408	116,366,058	11,656,456
203409	115,199,914	11,461,595
203410	115,138,115	11,267,118
203411	114,957,036	11,073,078
203412	115,996,667	10,879,547
203501	117,279,873	10,686,579
203502	114,878,666	10,494,110
203503	114,898,300	10,301,687
203504	114,991,044	10,109,643
203505	114,837,876	9,917,878
203506	115,546,820	9,726,534
203507	116,568,150	9,535,332
203508	115,463,953	9,344,977
203509	114,197,642	9,155,423
203510	113,905,929	8,966,381
203511	113,837,736	8,778,145
203512	114,478,120	8,590,183
203601	115,641,983	8,403,374
203602	112,809,747	8,216,995
203603	112,612,595	8,031,538
203604	112,460,764	7,846,749
203605	112,319,089	7,662,524
203606	112,945,745	7,478,664
203607	113,890,162	7,295,165
203608	112,773,353	7,112,291
203609	111,215,386	6,930,345
203610	110,460,603	6,749,304
203611	110,062,525	6,569,692
203612	110,692,726	6,390,827
203701	111,192,394	6,212,948
203702	108,429,397	6,036,499
203703	107,899,333	5,860,927
203704	107,549,450	5,686,476
203705	107,082,065	5,512,849
203706	107,338,397	5,340,073

年月	元本返済	利払
203904	39,694,532	2,677,037
203905	39,739,571	2,617,594
203906	39,878,942	2,558,223
203907	39,983,828	2,498,793
203908	40,019,473	2,439,548
203909	39,775,299	2,380,347
203910	39,775,967	2,321,279
203911	39,755,494	2,262,218
203912	39,817,563	2,203,299
204001	40,118,278	2,144,570
204002	39,678,131	2,085,936
204003	39,722,966	2,027,401
204004	39,660,293	1,968,894
204005	39,616,915	1,910,516
204006	39,645,173	1,852,298
204007	39,719,362	1,794,222
204008	39,451,739	1,736,312
204009	39,063,235	1,678,925
204010	38,785,839	1,621,806
204011	38,519,827	1,565,157
204012	38,317,465	1,508,938
204101	38,214,178	1,453,200
204102	37,390,104	1,398,133
204103	37,187,459	1,343,747
204104	36,825,928	1,289,709
204105	36,508,573	1,236,241
204106	36,235,401	1,183,347
204107	35,815,360	1,130,899
204108	35,507,041	1,079,435
204109	34,821,064	1,028,462
204110	34,120,092	978,182
204111	33,819,695	928,993
204112	33,735,760	880,303
204201	34,022,506	831,877
204202	33,552,919	783,641
204203	33,474,054	735,519
204204	33,342,712	687,632
204205	33,308,860	639,984
204206	33,291,000	592,444
204207	33,234,368	545,076
204208	33,045,947	498,097
204209	32,399,190	451,501
204210	31,701,677	405,566
204211	30,875,722	360,624
204212	30,173,266	316,923
204301	28,182,747	274,309
204302	26,033,012	234,927
204303	24,184,772	198,085
204304	22,152,040	163,883
204305	20,549,531	132,548
204306	19,258,435	103,497
204307	17,446,261	76,229
204308	14,858,127	51,669
204309	10,514,018	30,869
204310	7,249,979	15,972
204311	3,789,972	5,678
204312	185,862	277

【予定償還スケジュール】

月次パススルー

(担当) 荘司 秀行・松本 雄大

■格付対象

【新規】

対象	発行額	劣後比率	信託期間満了日*	クーポン・タイプ	格付
A 号優先受益権	12,578,000,000 円	20.8%	2045 年 2 月 28 日	固定	AAA
B 号優先受益権	8,088,000,000 円			固定	AAA
メザニン I 受益権	1,305,000,000 円	15.8%		固定	A
メザニン II 受益権	1,826,000,000 円	8.8%		固定	A

上記発行額の総額：23,797,000,000 円

＜発行の概要に関する情報＞

信託開始日	2024 年 2 月 27 日
受益権譲渡日**	2024 年 2 月 29 日
償還方法	月次パススルー償還（A 号優先受益権と B 号優先受益権は月次プロラタ償還）、シークエンシャルペイ ※クリーンアップ・コール条項有り。
流動性・信用補完措置	優先受益権：優先劣後構造＜劣後比率 20.8%＞および現金準備金 ※劣後比率：1 - 優先受益権元本÷対象債権元本 メザニン I 受益権：優先劣後構造＜劣後比率 15.8%＞および現金準備金 ※劣後比率：1 - (優先受益権元本+メザニン I 受益権元本)÷対象債権元本 メザニン II 受益権：オリジネーターのパーシャルサポートおよび現金準備金

上記格付はパーゼル II に関して金融庁が発表した『証券化取引における格付の公表要件』を満たしている。

* 本件における事実上の法定最終償還期日

** 本件における事実上の発行日

＜ストラクチャー、関係者に関する情報＞

オリジネーター	イオンプロダクトファイナンス株式会社
アレンジャー	三菱 UFJ 信託銀行株式会社
受託者	三菱 UFJ 信託銀行株式会社

＜裏付資産に関する情報＞

裏付資産の概要	オリジネーターが保有するリフォーム・ソーラーローン債権
裏付資産発生の概要	オリジネーターが自社の業務方法及び与信基準にしたがって、貸出の可否を決定したもの
裏付資産プールの属性	元本残高 26,094,186,246 円 個人・法人別では個人が約 99%、抽出時点の残回数 15 年以内が約 68%を占める（金額ベース）。
適格要件（抜粋）	・オリジネーターによる信託対象債権に係る立替払契約及び加盟店契約の締結及び履行について、オリジネーターの社内規則上必要とされる一切の手續を履践していること。 ・信託対象債権が、適法で、有効かつ拘束力を有し、その条項に従い執行可能な立替払契約及び加盟店契約に基づき発生したリフォーム・ソーラーローン債権であること。 ・信託対象債権に係る立替払契約の無効、取消、解除（中途解約を含む。）若しくは更改、信託対象債権の弁済、相殺若しくは免除、その他信託対象債権の全部又は一部を消滅せしめ、又は約定支払日において債務者が支払を拒みうる何らの抗弁及びかかる抗弁の原因となる事由が存在せず、かつ、債務者がかかる主張をしていないこと。 ・信託対象債権のリフォーム・ソーラーローン債務者が割賦販売法に基づく法定の権利を行使して信託対象債権の支払を拒みうる、又は対象商品等に関する信託対象債権のリフォーム・ソーラーローン債務者と信託対象債権に係る販売加盟店との間の対象商品等に関する売買契約を解除若しくは解約しうる、何らの抗弁及びかかる抗弁の原因となる事由が存在せず、かつ、リフォーム・ソーラーローン債務者がかかる主張をしていないこと。 ・信託対象債権が貸倒債権又は延滞債権に該当しないこと。 ・締切日において、信託対象債権の 1 債務者あたりの元本金額が 30 百万円以下であること。 ・信託対象債権は、オリジネーターが保有するリフォーム・ソーラーローン債権のうち信託対象債権としての適格を有するものの中から、無作為に抽出されたものであること。 ・信託対象債権の約定支払日が毎月 7 日であること。 ・信託開始日において、1 回以上の信託対象債権の返済履歴があること。 ・信託開始日において、信託対象債権の残存支払回数は 2 回以上 240 回以下であること。
加重平均金利	2.05%

格付提供方針等に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2024年2月29日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：濤岡 由典
主任格付アナリスト：莊司 秀行
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準については、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」（2014年1月6日）として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法（格付方法）の概要は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に、「割賦債権・カードショッピングクレジット債権」（2014年6月2日）の信用格付の方法として掲載している。回収金口座や倒産隔離など他の付随的な論点についても上記のページで格付方法を開示している。
5. 格付関係者：
（オリジネーター等） イオンプロダクトファイナンス株式会社
（アレンジャー） 三菱UFJ信託銀行株式会社
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。JCRは、格付付与にあたって必要と判断する情報の提供を発行者、オリジネーターまたはアレンジャーから受けているが、その全ては開示されていない。本件信用格付は、資産証券化商品の信用リスクに関する意見であって、価格変動リスク、流動性リスクその他のリスクについて述べるものではない。また、提供を受けたデータの信頼性について、JCRが保証するものではない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
① 格付対象商品および裏付資産に関する、オリジネーターおよびアレンジャーから入手した証券化対象債権プールの明細データ、ヒストリカルデータ、パフォーマンスデータ、証券化関連契約書類
② 裏付資産に関する、中立的な機関から公表された中立性・信頼性の認められる公開情報
③ オリジネーターに関する、当該者が対外公表を行っている情報
④ その他、オリジネーターに関し、当該者から書面ないし面談にて入手した情報
なお、①についてはオリジネーターが証券化関連契約書類上で情報の正確性に関する表明保証を行っている。
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、いずれかの格付関係者による表明保証もしくは対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. 資産証券化商品の情報開示にかかる働きかけ：
(1) 情報項目の整理と公表
JCRは、資産証券化商品の信用格付について、第三者が独立した立場で妥当性を検証できるよう、裏付資産の種類別に、第三者が当該信用格付の妥当性を評価するために重要と認められる情報の項目をあらかじめ整理してホームページ上で公表している。
(2) 情報開示にかかる働きかけの内容及びその結果の公表
JCRは、本資産証券化商品の格付関係者に対し、当該資産証券化商品に関する情報（上記の情報項目を含む。）の開示を働きかけた。
働きかけの結果、格付関係者が公表に同意した情報の項目について、JCRは、格付関係者の委任を受け、格付関係者に代わりここで当該情報を公表する（上記格付事由及び格付対象を参照）。なお、公表に対して同意を得られていない情報の項目については、上記格付事由および格付対象の箇所未公表と表示している。
10. 資産証券化商品についての損失、キャッシュフローおよび感応度の分析：
格付事由参照。
11. 資産証券化商品の記号について：
本件信用格付の対象となる事項は資産証券化商品の信用状態に関する評価である。本件信用格付は裏付けとなる資産のキャッシュフローに着眼した枠組みで付与された格付であって、資産証券化商品に関し (a) 規定の配当が期日通りに支払われること、(b) 元本が信託期間満了日までに全額償還されることの確実性に対するものであり、ゴーイングコンサーンとしての債務者の信用力を示す発行体格付とは異なる観点から付与されている。
12. 格付関係者による関与：
本件信用格付の付与にかかる手続には格付関係者が関与した。
13. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCR の格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR の格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいております。JCR の格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR の格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

予備格付：予備格付とは、格付対象の重要な発行条件が確定していない段階で予備的な評価として付与する格付です。発行条件が確定した場合には当該条件を確認し改めて格付を付与しますが、発行条件の内容等によっては、当該格付の水準は予備格付の水準と異なることがあります。

■NRSRO 登録状況

JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル